

<サービス利用料金>

1. 介護給付サービスによる料金

ア 事業所利用料金

要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）

要介護度	1日	1カ月(30日)
要介護1	646円	19,380円
要介護2	714円	21,420円
要介護3	787円	23,610円
要介護4	857円	25,710円
要介護5	925円	27,750円

☆介護保険制度報酬単価の改定があった場合、変更された単位（円）に合わせて、利用者の負担額を変更します。

イ 加算項目（事業所の状況、状態により加算されるサービス）

加算項目	内容	利用者負担額
日常生活継続支援加算	認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、かつ、介護福祉士を一定以上配置している場合	46円/日
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合	12円/日
看護体制加算(Ⅱ)	一定以上の看護職員を配置、24時間連絡体制	23円/日
個別機能訓練加算	機能訓練指導員により機能訓練を行った場合	12円/日
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	配置医師が早朝および夜間に施設を訪問し入居者に診療を行った場合	650円/回
配置医師緊急時対応加算（深夜）	配置医師が深夜に施設を訪問し入居者に診療を行った場合	1,300円/回
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症患者を受け入れ入所者毎に個別の担当者を配置している場合	120円/日
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師により料指導が月2回以上行われている場合	5円/日
外泊時費用	病院等に入院を要した場合及び外泊をした場合	246円/日 (月6日限度)
初期加算	施設に入所した日から、または30日を超える入院	30円/日

	後に再入所（退院）した際に 30 日を限度として	
退所前訪問相談加算	入所者が退所後生活をする居宅を訪問し相談援助を行った場合	460 円／回
退所後訪問相談加算	退所後 30 日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合	460 円／回
退所時相談援助加算	退所後の入所者の生活問題に対する相談援助を行った場合	400 円／回 (1 回限り)
退所前連携加算	退所前に指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連絡調整行った場合	500 円／回 (1 回限り)
栄養マネジメント加算	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成し実施及び評価を行った場合	14 円／日
経口移行加算	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合	28 円／日
経口維持加算 I	著しい摂取障害がある方の経口摂取を維持するために栄養管理をした場合	400 円／月
経口維持加算 II	摂取障害がある方の経口摂取を維持するために栄養管理をした場合	100 円／月
口腔衛生管理体制加算	歯科医、また歯科衛生士が介護職員に対し月 1 回以上、口腔ケアに係る助言指導を行った場合	30 円／月
口腔衛生管理加算	歯科衛生士が口腔ケアを月 2 回以上行い、介護職員に対し具体的な指導をおこなった場合	90 円／月
療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合	6 円／食
看取り加算	(1) 看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合(死亡日以前 4～30 日)	144 円／日
	(2) 看取り介護の体制を整備し、他施設内及び病院で死亡した場合(死亡日前日・前々日)	680 円／日
	(3) 看取り介護の体制を整備し、他施設内及び病院で死亡した場合(死亡日)	1280 円／日
在宅復帰支援機能加算	入所者が在宅復帰する場合に相談援助を行った場合	10 円／日
認知症専門ケア加算 (I)	認知症介護について一定の経験を有し、認知症ケアに関する会議等を定期的に開催している場合	3 円／日
認知症専門ケア加算 (II)	上記要件を満たし、看護・介護職員の研修を実施している場合	4 円／日
認知症行動・心理症状	在宅生活が困難な認知症高齢者等を緊急に受け	200 円／日

緊急対応加算	入れた場合	(月 7 日限度)
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)イ 介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 60%以上の場合	イ 18 円 / 日
	(Ⅱ)ロ 介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 50%以上の場合	ロ 12 円 / 日
	(Ⅱ)介護・看護職員の総数に占める常勤職員の割合が 75%以上の割合	6 円 / 日
	(Ⅲ)入所者にサービスを直接提供する職員の総数に占める 3 年以上勤続職員の割合が 30%以上の割合	6 円 / 日
夜勤職員配置加算Ⅱ	夜勤を行う介護職員の数が最低基準を 1 人以上上回る場合	46 円 / 日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金改善のため、入所者毎の 1 月の総単位数に 8.3% 乗じた額	
介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)介護サービス費を算定した単位数の 2.7%に相当する単位数 (Ⅱ)介護サービス費を算定した単位数の 2.3%に相当する単位数	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食費及び居住費 (介護保険負担限度額認定証(第 1 段階から 3 段階)を交付されている方は次のとおりの負担となります。)

※入院外泊時(7 日目以降)の居室料負担金 2, 6 0 0 円(日)

負担段階	食費		居住費	
	1 日	1 カ月(3 0 日)	1 日	1 カ月(3 0 日)
第 1 段階	300 円	9,000 円	820 円	24,600 円
第 2 段階	390 円	11,700 円	820 円	24,600 円
第 3 段階	650 円	19,500 円	1,310 円	39,300 円
第 4 段階	1,392 円	41,760 円	2,600 円	78,000 円

イ その他

以下、入所者の希望により施設から提供する場合に入所者負担となります。

① その他の日常生活費

- ・日常生活の身の回り品（歯ブラシ 200 円／1 本、歯磨き粉 200 円／1 本、入れ歯洗剤 700 円／1 箱、箱ティッシュペーパー100 円／1 箱、その他 実費）
- ・病院代、薬代、予防注射、入所者のみに使用する医療処置用品等の費用 実費
- ・教養娯楽としての日常生活に必要なもの 実費
- ・私物のクリーニング代 実費
- ・理美容代 実費
- ・外出、外泊、入院中のおむつ代、入院中の洗濯 実費
- ・行政手続きの費用 実費
- ・季節の行事等のために特別な食事等に要する費用 実費

②サービス提供とは関係のない費用

- ・個人用の日用品で、個人の嗜好・希望による物品購入費用 実費
- ・個人専用の家電製品の持ち込み使用料 1 台につき月 600 円
- ・施設が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を超えるもの 実費
- ・貴重品管理(預金通帳 30 円／日、印鑑 20 円／日、証書類 20 円／日)
- ・契約終了後の残置物処分サービス 5,000 円

☆経済状況の著しい変化、その他やむをえない理由がある場合、相当な額に変更することがあります。この場合事前に変更内容と変更する理由について説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

お支払方法はゆうちょ銀行からの口座振替(自動引き落とし)によりお支払い下さい。

① 入所契約時に、「預金口座振替依頼書・自動振り込み利用申込書」の作成手続きをしていただきます。

②毎月 15 日まで、前月分の請求書を発行、28 日に指定の銀行口座から振り替えられます。なお、振替手数料は事業所が負担いたします。

③入金確認後、領収書を発行。発送は翌月の請求書と同時にします。